

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成27年12月14日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第78号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第88号 市道路線の認定について
- 日程第14 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書
- 日程第15 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書
- 日程第16 請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書
- 日程第17 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第4号から請願第6号までの請願3件につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、裁決、議案第89号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

岩出第二中学校で発生した転落事故について、報告させていただきます。

平成27年12月11日金曜日、午前7時20分ごろ、同校2年生の女子生徒が、北校舎西側の4階の非常階段の踊り場から、みずから手すりを越えてアスファルト地面に転落するという事故が発生しました。

学校からの119番通報後、救急車にて和歌山県立医科大学附属病院に搬送され、現在、予断を許さない容体であるという報告を受けております。

当該生徒がこのような行為に及んだ原因や理由については、現在調査中ではありますが、学校で毎学期実施するいじめアンケートや保護者、一部の生徒からの聞き取りなどにおいて、いじめがあったという事実は確認できず、現時点において教育委員会及び学校では、いじめに起因するものではないと考えております。

事故当日、学校では、1時間目に緊急全校集会を開き、学校長から生徒たちが動揺することがないように講話があり、その後、ホームルームにても同様の指導が行われ、以後、通常の授業が実施されています。

翌日の12日土曜日には、午前9時から同校体育館で緊急保護者会が開催され、事故の報告と子供たちへのケアに関する話が行われ、300名を超える保護者の参加がありました。

現在、学校では県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び同校のスクールカウンセラーとともに、教職員が生徒たちのケアに当たっております。

以上、報告です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第89号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第13 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第2 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第13 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。

演壇のほうでお願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてのほか議案6件でありました。

当委員会は、12月7日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第78号 岩出市税条例の一部改正について、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第81号 岩出市地方活力向上地域

における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、以上6議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでは、条例を制定することによって何がどう変わるのか。また、住民の利便性をどのように考えているのか。情報の漏えいについて、どのように考えているのか。

議案第78号 岩出市税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、公債費、長期債元金償還金について、もともと返還しなければいけない額は、8年間の利子負担が軽減されるが、その分の額を住民サービスに使うべきではないか。体育施設費、工事請負費の増額について、若もの広場の駐車場の場所はどこか。また、駐車スペースは何台かについて。

以上が総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、演壇のほうでよろしく申し上げます。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第83号 平成

27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分ほか議案3件でありました。

当委員会は、12月8日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、
議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議
案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、
以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
ては、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について
では、民生費、いわで御殿運営費において、人数及び市民への周知方法並びに修繕
箇所の状況について。民生費、児童福祉施設費、工事請負費が814万3,000円減額で、
来年の工事となった理由について。民生費、生活保護費が去年と比べて増額となっ
た要因について。衛生費、予防費において、予防接種委託料及びがん検診委託料増
額の要因について。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
てでは、前年度繰越金を一般会計に繰り入れる理由について。

議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてで
は、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金の支出先、及び補助金の内訳に
ついて。

議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ
いての質疑はありませんでした。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、演壇のほうでお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第83号 平成
27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分ほか議案2件でありました。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案が

ありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第88号 市道路線の認定について、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第83号の所管部分、議案第87号は可決、議案第88号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、下水道事業特別会計繰入金268万7,000円は、どういう認識で繰入金として計上したのか。また、剰余金ができただ理由について。当初予算の中で、どういう理由で余ったのかについて。

議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、公共下水道事業費、工事請負費2,000万円について、どういう理由で計上したのか。また、その場所について。下水道の全体的な進捗状況について。また、当初予定していた今年度の工事の達成度は、何%かについて。

議案第88号 市道路線の認定については、道路に都市ガスを埋設したときに出る廃液・廃水の処理について、行政指導を行ったことがあるのか。根来川尻線において無番地等が介在していないのか。また、今後、市で維持管理することになるが、現状で問題となるところはないのかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされました、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第78号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の件、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する

条例の一部改正の件、議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定の件、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第88号 市道路線の認定の件、以上、議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第78号から議案第82号及び議案第85号から議案第88号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第82号及び議案第85号から議案第87号までの議案8件は、原案のとおり可決、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号に反対をする討論を行います。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、いわゆるマイナンバー法制定及び補正予算においても反対をいたします。

馬車馬のように、脇目も振らず一心不乱に突き進む、これがマイナンバー制度導入の取り組みにおいて当てはまるものであります。ちょっと立ちどまり、冷静に考えてもよいのではないのでしょうか。政府が描いているマイナンバーの完成された社会は、国家ではなく、私たち市民にとって住みよい社会が形づくられるのかを冷静に自分の頭で考える時期に来ているのではないのでしょうか。

岩出市は、マイナンバー制度の通知カードが発送されておりますが、所在不明や受け取り拒否によって戻ってきております。また、通知カードが届かない市民もお

り、個人番号カードを申し込むことすらできない市民がおり、機会均等での平等に欠けるものとなっております。

岩出市は、市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るとして、コンビニエンスストア等で住民票等を含む4種類の証明書の交付事業も将来出てきます。しかし、個人番号カードを申請時、来庁方式で申し込んでいる人は、何件あるのでしょうか。住基カードと同様の道を歩むこととなると私は考えております。

一方、費用についてですが、システム費等の初期投資で多額の税金を使い、さらに、今後システムの変更及び保守管理にも費用がかかることが予測されます。また、この制度導入に向け、岩出市職員の研修及び打ち合わせなどの人件費及び資料、印刷等の事務経費を含めると、さらにふえます。費用対効果の検証を十分に行って、導入の判断を下したのか甚だ疑問を呈せざるを得ません。

全国の地方自治体から顔認証システムを発注したことを発表するNECのホームページによると、マイナンバーが記された通知カードが、住民票を持つ全ての人に郵送され、希望者には来年1月から個人番号カード、ICカードが配られるが、その申請の本人確認で顔認証システムが導入される。顔認証データを使えば、行動監視も可能で、プライバシーが侵害されかねない。法的根拠がなく、総務省の通知のみで実施されつつあるのであります。

現在、配達されている通知カードには、個人番号カード交付申請書が同封されており、希望者は申請書に顔写真を添付して提出することになる。役所は顔写真をスキャナーで読み取ってデータ化し、役所での交付時に顔認証システムで、本人か確認する成り済まし防止が大義名分であります。

既に、総務省がこの事務処理要項を作成し、各自治体に通知をしております。個人番号情報に詳しい白鷗大の石村教授は、顔認証には、まず本人の同意が必要、拒否する権利も保障されなければならないと慎重論を説いています。顔認証データを使つてのプライバシー侵害は、既に問題となっております。役所は、とつたデータは保存されないとしているが、消去されたか否かは確認できないのであります。

顔認証とは、目、鼻、口の位置関係や顔の凹凸などを認識して識別するシステム、一般的な顔認識システムでも、顔写真があればネット上で同一人物の写真を検索することができ、写真に位置情報などが組み込まれば、いつ、どこでいたかといったところまで探ることができる。仮に、道路の自動車ナンバー自動読み取り装置Nシステムや監視カメラなどを連動されれば、より詳細な追跡が可能になるのであります。

ところが、カード交付申請書には顔認証の危険についての説明はない。自治体の情報管理に詳しい大阪経済大学の黒田非常勤講師は、もし顔認証が不可欠としても、導入には最低国民的な議論が必要で、総務省が通知した事務処理要項だけで許されるのか、甚だ疑問だと首をひねっておられます。その総務省は、対面目視による確認が基本、疑問があったときだけ顔認証をずるとしている。ただ、役所の担当者が認証を要請した際、反発する市民が出て不思議ではなく、窓口での混乱も予想されます。

一方、黒田氏は、このシステムが4月に開かれた自民党のIT戦略関連の委員会で紹介され、わずか5カ月後にスピード採用されたことを疑問視しております。システムを受注したNECは、マイナンバー関連事業で1,000億円の売り上げを目指す方針を発表しております。スピード採用で不透明さはなかったのか。

ちなみに、NECは、自民党の政治資金団体国民政治協会への政治献金をしております。さらに、マイナンバーの事業主体は、天下り団体の地方公共団体情報システム機構、国でも自治体でもなく、データ管理の監視も難しいという状況にあります。

黒田氏は、そもそも1つの番号で多くの個人情報管理するのは、海外で失敗例が相次いだ時代おくれのやり方で、マイナンバー制度は動き出したらとまらない典型的な公共事業だ。ここまで来たら、私たちにできるのは個人番号カードを希望しないことである。

人体認証の問題に詳しい上智大学の田島教授も、将来的には民間利用も想定され、個人番号カードを次のように危険視されております。東京五輪もあり、テロ対策などを名目に、生体認証の機能が加えられる可能性がある。その前段かもしれない。国により個人情報の管理強化、顔認証などの扱いについては、最低でも立法措置が必要だ。

以上、多くの問題点を含んだ中で、本事業を実施することが妥当でないとは考えます。

本議会においても質疑してきましたが、個人番号カードを取得しなくても何ら不利益はないのであることも明らかにしてきました。国家による管理社会には断固反対をいたします。

よって、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 私は、議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供について、市の責務、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供など必要な事項を定めるために条例の制定をするものです。

よって、本議案には賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第3号)に反対の立場で討論を行います。

今回の補正の中に公債費、長期債元金償還金6,480万円が計上されています。この金額を繰り上げることによって、8年間の利子分525万円が軽減されると説明されています。この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。525万円が減ることよりも、6,480万円を現市民サービスに充てていくことが市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額から見ても、無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します

田中宏幸議員。

○田中議員 私は、本議案に対して賛成の立場で討論を行います。

この議案の一般会計補正予算（第3号）について、歳入では、事業の補助採択などによる国県支出金のほか各特別会計精算に伴う繰入金、一般会計の前年度繰越金、臨時財政対策債の発行可能額の確定などによる補正を行うものです。

また、歳出では、法律改正による各事務システムの改修費用、前年度補助金の精算や負担額決定に伴う返還金や繰出金、各事業の進捗による事業費、将来負担の軽減を目的とした繰上償還による公債費など、やむを得ないもののみの計上となっております。

また、基金への積み立てについても、当初予算における取り崩しに対しての積み戻し及び今後の公債費負担増加に対応するための積み立てなど、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第83号に対する討論を終結いたします。

議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

この補正予算の中身においては、国保会計から一般会計への繰出金397万円、これが繰り出されています。この対応については、財源内容から見ても、本来、国保会計への基金として積み立てなければならないものが一般会計へ繰り出されてきています。基金状況が100万円にも満たない中で、緊急事態等にも対応できない面から見ても、このような対応については適切ではないと考えますので、反対といたし

ます。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案につきましては、歳入では、前年度繰越金の確定による本年度会計へ繰り越すための補正となっております。また、歳出では、平成26年度において、一般会計から財源補填を受けていたものを返還するために繰り出す補正であります。

国保会計は、基本的に当該会計で運営するものであります。しかしながら、国保の財政運営は、非常に厳しい状況にあることから、一般会計より緊急避難的に補填を受けた繰入金につきましては、国保加入者以外の方にも負担をしていただき、国保医療費の支払いに充てるということとなります。そういうことは、最小限にとどめるべきであり、当該会計において剰余金が生じた場合、一般会計より財源補填された一部を返還するものであり、繰り出し措置は妥当なものとなっております、補正予算は適切であると考えます。

よって、議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第84号に対する討論を終結いたします。

議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書～

日程第16 請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書

○井神議長 日程第14 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書の件から日程第16 請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制

整備法)の廃止を求める意見書採択についての請願書の件までの請願書3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願書3件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の各委員長から報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された請願書は、請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書及び請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書です。

当委員会は、12月8日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第4号及び請願第5号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 総務文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました請願書は、請願第6号 安全保障関連2法(国際平和支援法・平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書採択についての請願書です。

当委員会は、12月7日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第6号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員長及び総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、請願書ごとに行います。

請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書に対し、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、世代間の負担を明確にし、公平でわかりやすくした制度となっており、高齢者が安心できる適切な医療の確保を目的に実施されているもので、創設から7年が経過し、県民の皆さんに十分定着しているものと考えられます。

また、その運営は、制度の安定化を図るため、2年単位の医療給付等に係る費用見込み額に対し、国・県・市町村負担金（これ50%です）や他の医療保険からの支援金、現役の方々は40%、被保険者の保険料が10%、及び窓口負担などの収入を財源としております。

こうした中、和歌山県後期高齢者医療広域連合では、年々増大する医療給付費の抑制を図るため、データヘルス計画等の保健事業が実施されておりますが、後期高齢者の増加や医療の高度化の影響により、今後も医療費は増加傾向が続くものと思われれます。

保険料については、制度に基づき、医療給付費水準に応じた改定を行うことが原則でありますので、今回の改定において、医療給付費準備基金の活用などにより、保険料を抑制したとしても、次期保険料改定時に保険料が急騰するなどの状況を生み出すおそれも考えられることから、意見書の提出は必要ないものと考え、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を年齢で区別し、別枠の保険制度に囲い込んで保険料負担を強いるとともに、医療費の事務負担を課す制度となっております。この制度を導入することによって、全国的に広がっていた老人医療費の無料化

制度が根底から壊されてしまいました。

この制度の導入で、2年ごとに保険料を見直し、保険料が上がり続けるという制度になっています。高齢者を取り巻く状況は厳しくなっており、収入源である年金額についても連続引き下げに加え、ことし4月からマクロ経済スライドの発動によって、さらに減っています。市民の方も年金から各種税金が引かれ、また、物価高や消費税の引き上げで、生活が苦しくなっているといった悲鳴の声が聞かれます。

保険料が上がれば払えないといった状況も生まれます。負担増が引き起こす滞納と受診抑制も起こります。受診抑制が自分の意思とは関係なく、資格証明書、短期証明書の発行によって生み出されれば、命にかかわってきます。また、後に受診できたとして、早期発見につながらず、かえって医療費の給付費が増額する要因となれば、悪循環を生み出すこととなります。

和歌山県後期高齢者医療広域連合の2014年度決算は41億円の黒字となり、国・県負担金などの精算金を除くと、5億6,651万円の剰余金が生まれており、これまで剰余金を積み立てている医療給付費準備基金は24億円あり、2014年度の剰余金と合わせ約30億円となっています。十分保険料を抑制できる財源はあります。

岩出市民にもかかわる問題として、高齢者の命と暮らしを守るため、後期高齢者医療広域連合長に、この岩出市議会から意見を上げるべきだと考えます。ぜひ賛成していただきますようお願いし、賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第4号に対する討論を終結いたします。

請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択と決しました。

請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 請願第5号を反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例については、制度開始から7年間実施されてきたものですが、不公平をもたらしている状況を踏まえて、平成29年度から原則的に本則に戻す見直しが決定されたものです。

国は、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しに際して、持続可能な医療保険制度として、今後も高齢者が安心できる適切な医療を確保する中で、低所得者につきましては、年金生活者支援給付金の支給等他の施策とあわせて実施するなど配慮しつつ、急激な負担増となる方には、具体的な内容について、今後検討するとされておりますが、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるものとしております。

また、政府への意見書につきましては、今年度、和歌山県後期高齢者医療広域連合から保険料軽減特例が恒久的な制度となるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国へ要望していると聞いております。

よって、意見書の提出は必要ないものと考え、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書に、賛成の立場で討論を行います。

現在、高齢者医療制度では、低所得者の保険料を最大9割軽減する特例措置が設けられています。ご存じのように、後期高齢者医療の保険料は、加入者全員が負担する部分と年収によって負担額が決まる分で成り立っています。低所得者には負担部分が最大7割軽減されることになっていましたが、それでも負担が厳しいということで、制度導入の2008年（平成20年度）から負担を緩和する特例が実施されました。

夫婦世帯で、夫の年金収入が年間168万円以下の人などを対象に、年金が年80万円以下の約311万人を9割軽減、同じく80万円以上168万円以下の約258万人を8.5割軽減に、そして後期高齢者になるまで、被扶養者だった人も9割軽減となっております。

和歌山県の被保険者のうち6割以上の方が軽減を対象になっています。軽減特例の廃止は、6割以上の方々への耐えがたい負担増になるということです。同時に、軽減特例の対象者が6割を超えている実態は、75歳以上の方々の所得の低さをあらわしているということです。

平成29年度から9割軽減が廃止されると、保険料は4,400円から3倍の1万3,200

円にふえます。8.5割軽減では9,700円の保険料が1万9,400円になる方も出てきます。平成28年度は保険料の改定が予定されています。この改定によって、もし保険料が引き上げられたら、負担増の上に負担増を重ね、耐えがたい痛みを被保険者に押しつけるものにならざるを得ません。

政府は、特例軽減廃止の理由として、特例として実施してから7年たっているからとか、国保の軽減割合最大7割と比べて不公平であったと説明しています。しかし、先ほども申したとおり、高齢者の生活実態は大変厳しいものとなっていてきます。引き続き保険料軽減特例を継続し、高齢者の暮らしを守る必要があると考えます。

国に声・意見を上げることは、住民の代表である私たち市議会議員として重要な役割です。他の機関などに任せることなく、岩出市議会としてもしっかり役割を果たすため、ぜひ賛成していただきますようお願いし、賛成討論いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第5号に対する討論を終結いたします。

請願第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択と決しました。

請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第6号 安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、反対の立場で討論いたします。

このたびの平和安全法制は、厳しさを増す現在の安全保障環境の中で、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内で、どこまで自衛の措置が可能なのか、そこから出発した議論でした。大前提として、今回の法制で専守防衛は一切変えていません。

自衛隊の防衛出動は、日本国民の生命・自由・権利に死活的影響が及ぶ危険が明白で、政府と国会がともにその判断を共有したときにしか発令されません。あくまでも日本の存立や国民の権利を脅かす明白な危機に対応するだけであり、戦争への道を開くという指摘は当たりません。

次に、この法制が、あくまで自国防衛のために、ほかに適当な手段のない場合に限って必要最小限の実力行使をするものであり、他国防衛の集団的自衛権の行使は認めておりません。すなわち憲法9条のもとで許される専守防衛の原理の中に入っており、憲法の許容範囲内であり、違憲立法との指摘は当たらないと考えます。

以上の理由により、請願第6号 安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第6号の賛成討論を行います。

平和安全法制整備法と国際平和支援法の採決が、9月19日に強行採決がされました。法案の中身は戦争法そのものです。自衛隊の役割を拡大し、海外派兵や米軍の支援に充てるためのもので、日本を海外で戦争する国へとつくり変えようとするものです。強行可決された法案は、請願の趣旨にあるように、今の平和憲法を根底から破壊する大問題を持っています。

1つは、国の最高法規である憲法に違反をしていることでもあります。憲法上、集団的自衛権の行使はできないと、憲法学者、元内閣法制局長官、法律家らが、繰り返し、安全保障関連2法案は憲法違反の法律だと明らかにしています。この法そのものが憲法に違反しており、効力を持たないものです。

2つ目は、日本がどこからも攻撃されていなくとも、集団的自衛権を行使し、アメリカの戦争に自衛隊が一緒になって武力行使に乗り出していくことになることです。アメリカが行ってきたアフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争時に、戦闘地域まで行き、軍事支援を行うことになることです。戦闘地域で武器や燃料などを補給する兵たん活動や戦争状況下での治安活動などは、憲法9条を踏みにじるものです。

3つ目は、この戦争法は、日本国民の命と暮らしを破壊する内容であり、自衛隊だけにとどまらず、海外で非営利組織など農業振興や教育振興などで活躍されている方の命をもテロの標的にされる危険性を持っています。

法案についての国民の声は、政府・与党が国民に十分に説明していない。説明が

不十分だとの回答が、いずれも7割から8割となっています。国会で審議を尽くされたとは思わない、共同通信79%、朝日では75%となるなど、国民の疑問、批判に何ら応えることなく、議論を一方向的に打ち切って、成立を強行してきたものです。

法案が可決され、2カ月以上が経過をしていますが、憲法違反の戦争法は廃止せよという国民の声が、日本中に巻き起こっています。廃止を求める国民の運動も、さらに大きく広がっています。

この請願は、安倍首相が進める戦争への道に対して、日本を戦争する国にしてはならない。安全保障関連法を廃止してほしいと願うものであり、日本憲法を守る上でも、憲法違反の状況の是正を求めるのは当然のことです。岩出市議会として意見書を上げることこそ求められています。

以上の理由をもって、この請願に対する賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第6号に対する討論を終結いたします。

請願第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○井神議長 日程第17 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月14日提出

岩出市長 中芝正幸

記

住所 和歌山県岩出市根来1344番地

氏名 西永弘昭

生年月日 昭和27年7月9日生まれ

本議案は、現岩出市固定資産評価審査委員会委員であります山野謙二氏が、本年12月26日付をもって任期が満了となります。

このことから後任として、本議案のとおり、西永弘昭氏を岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、西永弘昭氏の経歴等については、別紙のとおりとなっておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

議案第89号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第89号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第89号に対する討論を終結いたします。

議案第89号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議員派遣について

○井神議長 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時30分)